

平成27年度第1回清須市国民健康保険運営協議会の主な質疑

1 国保税の税率は、今までどのように改定されてきたか。また他の健康保険組合、後期高齢者医療保険の税率の動向は？

○合併後、抜本的な改正は行っていない。

国の基準に基づき、賦課限度額の引き上げ及び軽減額の拡大を行った。

○協会健保の保険料率は、平成17年度からこの10年間に約2割程度を増す結果となっている。また、75歳以上の方のための後期高齢者医療保険では、平均保険料が約1割増す結果となっている。

2 平成24年度のその他繰入金と平成25年度のその他繰入金の状況は？

○平成24年度のその他繰入金は、763,000千円で、清算した後の実質的なその他繰入金のうち、被保険者分は、187,000千円。

○平成25年度のその他繰入金は、1,031,000千円で、清算後の実質的なその他繰入金のうち、被保険者分は、218,000千円で、前年より増加している。

3 徴収率の最近の状況は？

○平成26年度決算の現年度課税分徴収率は、92.26パーセントで、25年度のそれを1.01パーセント上回る結果。

○27年度につきましても、引き続き地道な納税相談等に努め、徴収率の向上に努めている。

4 税率改定の理由と考え方は？

○平成24年度のその他繰入金は、763,000千円で、清算後の実質的なその他繰入金のうち、被保険者分は187,000千円で、平成25年度の被保険者分は218,000千円と、増加していることが大きな理由。

○県内の同規模団体の状況、医療費等の動向、医療費等の不足分を補う一般会計からのその他繰入金の動向などを総合的に斟酌した。

5 税率の改定を2年度間に分けた理由は？

○税率の抜本的な改正は行っていないことから、税率の改定には慎重さが必要で、納税者の皆さんの立場を考慮し急激な変化とならないように配慮した。